

公立大学法人秋田県立大学中期計画

(目 次)

大学が行うサービスに関する目標を達成するためにとるべき措置	…	3
1 教育に関する目標を達成するための措置	…	3
(1) 学生の受け入れに関する具体的方策	…	3
(2) 教育方法・実施体制・学生支援に関する具体的方策	…	4
教育方法・実施体制	…	4
学生支援	…	6
(3) 教育の成果に関する具体的方策	…	7
育成される人材	…	7
育成した人材の行方	…	8
2 研究に関する目標を達成するための措置	…	9
(1) 研究方針に関する具体的方策	…	9
(2) 研究体制に関する具体的方策	…	10
(3) 研究成果と評価に関する具体的方策	…	10
3 地域貢献に関する目標を達成するための措置	…	11
(1) 産業振興と知的財産に関する具体的方策	…	11
(2) 教育機関に関する具体的方策	…	11
高等教育機関との連携	…	11
教育現場との連携	…	11
(3) 地域社会に関する具体的方策	…	12
業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	…	12
1 運営手法に関する目標を達成するための措置	…	12
2 評価結果の業務への迅速な反映に関する目標を達成するための措置	…	13
3 組織等の見直しに関する目標を達成するための措置	…	13
4 実績に基づく評価に関する目標を達成するための措置	…	13
財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	…	14
1 自己財源の確保に関する目標を達成するための措置	…	14
2 経費の節減に関する目標を達成するための措置	…	14
3 資産活用に関する目標を達成するための措置	…	14
教育・研究及び組織運営に関する自己点検評価等に関する目標を達成 するためにとるべき措置	…	14
1 自己点検・評価システムに関する目標を達成するための措置	…	14

2	説明責任に関する目標を達成するための措置	…	15
	その他業務運営に関する重要事項	…	15
	予算（人件費の見積もりを含む。）収支計画及び資金計画	…	15
1	予算（平成18年度～平成23年度）	…	15
2	収支計画（平成18年度～平成23年度）	…	17
3	資金計画（平成18年度～平成23年度）	…	18
	短期借入金の限度額	…	18
	重要な財産の譲渡等に関する計画	…	18
	剰余金の使途	…	18
	地方独立行政法人法施行細則（平成16年度秋田県規則第5号）で定める		
	業務運営に関する事項	…	19
1	施設及び設備に関する計画	…	19
2	人事に関する計画	…	19
	（1） 人員計画の方針及び人員に関する指標	…	19
	（2） 人材の確保に関する方針	…	19

大学が行うサービスに関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 学生の受け入れに関する具体的方策

[学士課程]

(県内外からの学生の受け入れ)

1) 学生の受け入れに関する大学方針の周知

教育の方針と実践及び成果に関して各種メディアを通じて広報し、周知徹底を図る。

オープン・キャンパスや大学祭等の大学開放を通じて県内はもとより訪問可能な地域の高校生等に大学生活を模擬体験する機会等を提供する。

県内を中心に本学の教育研究を公開講座や大学説明会等で積極的に紹介する。

2) 学生の受け入れのための具体的措置

広く受験の機会を提供するため必要な入学試験会場を設ける。

意欲ある優秀な学生を受け入れるため特待生制度を設け、関係機関に周知徹底する。

意欲ある優秀な県内学生を受け入れるため、各種の推薦制度等を設ける。

高校教育と大学教育の連携を図る。

進学実績等を勘案した高校訪問を実施し、入学希望者の増加を図る。

高校の進学指導担当者等に本学への理解を深めてもらうため、本学の施設や教育現場の見学、体験等の必要な措置をとる。

3) その他の学内措置

受験をめぐる各種情勢を的確に分析するとともに、入学時・入学後の成績を系統的に分析し、その結果を学生確保に反映させる仕組みを作る。

意欲のある優秀な学生を広く確保するため、入試担当専門職を配置する。

(多様な入学機会の確保)

1) 他大学等の学生に、編入学制度による本学への入学機会を提供する。

2) 海外の大学等との大学間協定や部局間協定の締結を促進し、本学の学士課程入学のための受け入れ体制と条件を整備する。

[大学院課程]

1) 大学院教育の方針と実践及び成果を各種メディアを通じて広報し、周知を図る。

2) 優秀な学生に対する特待生制度を創設し、大学院への進学を支援する。

3) 海外の大学等との大学間協定や部局間協定の締結の促進を図り、本学の大学院課程入学のための受け入れ体制と条件を整備する。

4) 社会人大学院学生の就学を助けるため、集中講義の実施などに配慮し、便宜を図る。

(2) 教育方法・実施体制・学生支援に関する具体的方策

教育方法・実施体制

[学士課程]

1) 科目編成方針

ア) 各科目の目的と位置づけを明確にし、科目構成等を以下のようにする。

科目編成は、教養基礎教育科目(教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、情報科学科目)、専門基礎科目(数学、物理、化学、生物等の専門の基礎となる講義及び実験)、専門科目(それぞれの専攻分野に特有の講義及び実験・実習・演習)、その他に分類する。

各科目の目的と位置づけに則り各科目の内容及び成績評価基準を設定する。

各科目は原則として半年単位で実施するが、必要に応じて通年講義を設定する等、柔軟性のある編成をとる。

教育職員免許状の取得に必要な科目を開設する。また、放送大学及び単位互換制度を積極的に活用することにより教育の充実を図る。

学生間の学力格差に対処するための基礎講義の充実に努める。

イ) 整合性のよい科目編成を実現するため、科目編成の責任者を定め、その科目の中で身につけさせるべき内容を明確にする。

教養基礎教育科目は幅広くバランスの取れた科目構成とし、的確な倫理観・職業観の涵養に資するよう配慮する。

専門科目の内容は最新の社会動向に沿って改訂する。

教育効果を把握し、カリキュラムを柔軟に見直す。科目の改訂は、学年の異なる学生間で格差、不利益を生じないように配慮する。

ウ) アグリビジネス学科では、プロジェクト実習等によって、生物生産技術、環境に配慮した地域資源管理システムや農業経営システム、農業・農村のビジネス、振興策について実践的に学習させる。また、プロジェクト教育の円滑な実施を図り、教育効果を高めるため、プロジェクト教育の場となるフィールド教育研究センターの施設・設備の計画的整備を図る。

エ) キャリア形成教育を実施するため、以下の措置を講ずる。

キャリア・カウンセラーを配置する。

キャリア教育を推進するプロジェクトチームを立ち上げ、教育プログラムを作成し実施体制を構築する。

オ) 少人数教育の利点を最大限活用し、より実践的な教育を充実させる。

実験、演習、実習科目において知識の応用能力の向上を図る。

ディスカッション能力、コミュニケーション能力の向上に役立つ講義、演習や研修を充実させる。

卒業研究を通じて、実際の問題に取り組むことを体験させ、専門知識と技術を融合する力を身につけさせ、教員とのディスカッションを通じてコミュニケーション能力を養う。

インターンシップを積極的に実施する。

学生自主研究制度を通じて知的好奇心を喚起し、知識を実際の問題解決に適用する能力を早いうちから身につけさせる。

学内、学外の研究交流会等に学生を積極的に参加させ、自己の専攻分野以外へも視野を広げさせて、知識の応用能力を高める。

カ) 科目充実のためのその他の施策

他学部の講義を聴講しやすくするため、遠隔講義を実施する。

放送大学及び単位互換制度を積極的に活用する。

履修制限は最小限なものに留める。

新たな教員の雇用形態を含む特徴のある教育体系を構築するための検討組織を立ち上げ、秋田県立大学の理念により適合し、かつ特徴のある教育体系を創出する。

2) 学士課程教育における履修体制の整備拡充

学生自ら履修計画を立てられるようにガイダンスを充実させる。

シラバスを充実させ、学生が履修計画を立てるために必要な情報を盛り込むとともに活用しやすいよう内容や体裁に配慮する。

学期中は毎週一回、オフィスアワーを設けるとともに、専用の時間枠の設置を検討する。

一般教養や科目の手薄な分野に関する書籍を図書館に整備する。

3) 教育内容の持続的改善のための方策

科目の内容及び実施状況が適切であるか、検証し、改善に反映させる。

学生に対してアンケートを実施し、その結果を科目の改善に反映させる。

教員の教育技術、学生指導技術の向上を図る組織を拡充し、教員に対して組織的指導を実施する。

教育効果の判定を効率的に行うための体制を整備する。

各種ハラスメントを防止するため、教員に対して研修を実施する。

4) 教育成果の保証に関する施策

科目に応じて、その目的と成績評価基準及び単位認定基準を明示し、公表する。

専門基礎科目及び語学については、成績評価結果を点検する体制を設ける。

上記以外の教養科目と専門科目については、その科目の目的にあった成績評

価が行われているか、点検する体制を設ける。

学士課程教育の仕上げとして、卒業研究における論文作成、発表を審査する。

5) 教育資源の有効活用のための施策

全学が協力して柔軟かつ効率的に教育に取り組める体制を構築する。

複数の教員が共同して実施する科目については、専門、適性を考えて、科目ごとに実施チームを編成して担当する。

[大学院課程]

1) 高度の専門知識とその応用活用能力及び学ぶ力を習得させるための施策

大学院担当教員には、高度専門職業人(前期課程)及び高度技術研究者(後期課程)の教育にふさわしい研究業績又は実務経験を有する人材を充てる。

討論型・対話型の科目、演習形式の科目を積極的に導入する。

指導教員の下での研究に際して、学内の施設・設備を有効活用できるように、教員相互の協力体制を構築する。

学会への参加の他、論文公表など、学外への成果発表を積極的に行わせ、社会の研究水準を理解させることで、研究水準の維持向上を図らせる。

図書館に揃える専門学術雑誌を整備する。

大学院学生の学会への参加旅費などの経費については引き続き支援する。

学内の交流をより活発に行い、学生をそれに参加させることで、自己の専攻分野以外にも視野を広げさせ、知識のより広い应用能力を身につけさせる。

2) 各研究科の内容及び定員等の見直し

大学院各研究科では、社会的ニーズ等に対応し、専攻の内容及び定員等を柔軟に見直す。

学生支援

1) 学業支援体制

担当教職員の間で学生の学業について必要な助言や指導を行う体制を取る。

毎週一回、オフィスアワー専用の時間帯を設ける等、学生が勉学について相談しやすい環境を整備する。

2) 専門職員

学生の相談を受ける専門職員には、大学外で豊富な経験を積んだ人材及び臨床心理士などの専門資格を有する人材を採用し、学生指導・支援に当たって教職員と一体となって活動する。

3) 学部学生支援

ア) 生活支援

アルバイト、住居の斡旋など、地元の関係者・業者と連携して取り組む。

経済的に困窮している学生に対する支援制度を整備する。

イ) 健康支援

定期健康診断を実施する。

食生活・生活習慣の改善指導を導入する。

疾病時の対応を含め、地元医療機関と密接な連携体制を構築する。

ウ) 精神面の支援

支援が必要な学生に対し、臨床心理士などの専門資格を有する職員を中心に教職員が連携して取り組むとともに、必要に応じて地域医療機関の専門医と連携して取り組む体制を整備する。

ハラスメント対策の一環として、指導教員以外の教員や専門職員に各種の相談を気軽に受けられる体制を整備する。

エ) 地域活動の支援

学生を交えた地域との連携事業を積極的に実施する。

学生と地域との交流事業について、地域に積極的に働きかける。

4) 大学院学生の支援

学部学生の支援策に加えて、以下の支援策を充実する。

大学内で教育補助員(TA)として働ける体制を維持する。

大学院学生を対象とした特待生制度を創設する。

5) 卒業生を「秋田県立大学生涯学生」とし、卒業生が無料で講義を受講できる体制を整備するとともに、長期にわたって指導・アドバイスが受けられるような体制づくりを進める。

(3) 教育の成果に関する具体的方策

育成される人材

[学士課程]

1) 問題発見・解決能力

学生が幅広く科目を履修できる教育体制を整え、教養基礎教育科目、専門基礎科目及び専門科目を適切に配置することによって、基礎学力を養うとともに専門知識と技術を身につけさせる。

開学以来本学が積極的に取り組んできた1、2年次の学生を対象とした学生自主研究制度を活かして知的好奇心を喚起する。

学生が自らの問題点や適性を発見し、知識、技術、仕事への理解及び人との付き合い方を習得できるように、インターンシップ制度を充実させる。

卒業研究の取り組みに際し、専門分野での教育を通じ、より幅広い問題解決能力を養う。

2) コミュニケーション能力

少人数教育の利点を活かし、講義・実習実験・演習・研究指導において、教員と学生並びに学生同士が討論することにより、論点を整理し自己表現する能力を養う。

キャリア開発講座を開講しキャリアデザインを促すなかで、自己分析の方法、表現力、コミュニケーション能力を身につけさせる。

学生が教員との進路相談を通じて、自分の考えを整理し相手に伝え、相手の意見を理解する能力を深める。

3) 教育の成果の評価

卒業研究における論文の作成、学科内での発表及び質疑応答を審査し、創造的能力を評価する。また、その結果を今後の教育に活かす。

[博士前期課程]

1) 高度専門職業人の育成

学会での発表を目指して研究テーマに取り組むことで、深い専門知識と技術を統合し応用する能力を養う。

2) 教育の成果の評価

博士前期課程在籍中に学会発表を奨励し、修士論文を評価する(両研究科共通)。システム科学技術研究科においては、これを技術開発(特許、製品、工作物等)に関する報告書により評価することができる。

[博士後期課程]

1) 高度技術研究者の育成

査読付き専門誌への公表ができる研究テーマに取り組むことで、課題に見合った解析手法を構築し、新たな研究課題を見出す能力を養う。

2) 教育の成果の評価

博士後期課程在籍中に、査読付き専門誌への発表を奨励し、博士論文を評価する。

育成した人材の行方

1) 就職支援を担当する部門を設置する。

中期目標に挙げられた分野への就職先を一層開拓する。

地域事業所への就職を希望する学生を支援する。

学生の特性に配慮した就職ガイダンスを行う。

担当教員との連携により情報を共有し、学生の希望に沿ったきめ細かな指導を行う。

民間企業経験者やキャリア・カウンセラーを起用し、進路指導を充実させる。

- 2) 進路指導を充実させるため、教員向けのガイダンスを開催して就職・進学状況を説明するとともに、進路指導に対する教員の共通認識を図る。
- 3) 卒業生に対する所属事業所の満足度や、目標とする人材の育成成果を検証するための意見聴取を行い、その結果を今後の教育に活かせる体制づくりを行う。
- 4) 卒業生からの意見、要望を聴取し、その内容を今後のカリキュラムの見直しやキャリア開発に活かす。
- 5) 卒業生の仕事内容、処遇などの職場状況を調査し、在学生の就職指導に活かす体制を整備する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究方針に関する具体的方策

個々の教員の専門知識及び能力を最大限に活かせる研究体制・評価システムを構築した上で、以下の措置を講じる。

1) 地域との交流の促進

地域のニーズを発掘するための研究会、プロジェクトの新規立ち上げや、進行中の案件については運用などを支援する。

秋田県や県内自治体、NPO並びに産業界と連携し、基礎研究、応用研究、実用化研究を推進する。

2) 教育活動に反映可能な研究

研究テーマの選定にあたっては、教育との関わりを念頭に置き、高度専門職業人の育成につながる研究を推進する。

研究実施にあたっては、学生の意欲的な参画により、能力向上や将来の仕事への取り組み方を修得させるように努める。

3) 知的財産の創造と活用

地域共同研究センターに専門職員を配置して、知的財産獲得の意欲を啓発し、関係事業者と知的財産の創造と利用促進を図り、特許料の取得を進める。

4) 研究資源の有効活用

関係機関及び学内の部局間の研究交流を推進し、大学独自の重要テーマを策定し、実施する。

国の各省庁、自治体、国内外の大学、各種研究機関や産業界との共同研究開発を活発化する。

5) 国際交流の推進

国際的な学会に積極的に参加し研究発表するとともに、共同研究体制を構築する。

大学間・部局間協定締結校の質量ともに向上を図り、国際的な研究の発展を

図る。

6) 研究上の倫理性、安全性の確保

研究活動に係る倫理性を審査する組織を立ち上げる。

現在実施されている安全管理を充実する。

(2) 研究体制に関する具体的方策

1) 研究活動は、学士課程教育及び大学院課程教育と密接不可分に関連しており、教育内容と研究内容との整合性に留意しつつ、次の措置を講じる。

各部局及び大学院各研究科では、学科（専攻）及び講座等の組織を定期的に見直し、組織の弾力的な運用を行うことにより、教育研究活動の活性化に努める。

若手教員の教育研究能力及び資質向上のため、国内外教育研究機関への留学等の研修制度の導入を検討する。

教育、研究及び地域貢献の充実を図るため、任期付在職者を対象としたサバティカル制度の導入を図る。

地域の企業等との共同研究の推進を図るため、地域共同研究センターのコーディネート機能と体制を強化する。

2) 研究費の配分は以下の事項に留意して適正に行う。

研究の活動状況について明確かつ公平な評価基準を設定し、評価結果を反映した研究費の配分を行う。

学内の競争的資金及び外部資金の獲得時には、任期付き研究員やポストクの採用枠を確保するように努め、研究支援体制を確立する。

3) 外部資金については、各省庁の各種補助金、民間企業からの奨学寄附金等の確保に努める。

4) 競争的研究資金への応募者に対してもインセンティブを与えるような評価制度を構築する。

5) 地域共同研究センターを中心として公設試験研究機関や企業との連携を進める。

(3) 研究成果と評価に関する具体的方策

1) 次の事項について特に積極的な発信を行い、大学の知名度向上に結びつけるとともに、地域産業の活性化及び優秀な人材の確保に寄与するよう努める。

教員個人の研究活動（公表論文・特許取得状況等）について毎年度とりまとめを行い、ホームページ等を通じて公表する。

学術賞等の獲得については随時公表し、社会への発信に努める。

知的財産の管理・取扱いについて地域共同研究センター内に体制を構築する。

2) 各研究テーマについて研究計画を作成し、その達成度に基づく適正な研究評価を

行い、研究推進の指標として活用するとともに、学内外での研究交流、共同研究を進める。

- 3) 研究の評価基準は、先端性、独創性、社会貢献性の他、教育への活用に留意したものとす。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 産業振興と知的財産に関する具体的方策

各部署の独自性や特徴を活かした地域や企業との連携及び支援活動を推進する。なお、木材高度加工研究所は、県内の関連行政機関と連携をとりながら、技術相談・受託試験等を通じた企業に対する技術支援を行うとともに、共同研究や共同開発を推進する。

知的財産管理組織を設置することによって知的財産の一元的な管理体制の構築について検討する。

地域共同研究センターを中心に産学官コーディネート機能を一層充実することによって、大学のシーズと地域や企業のニーズとの多様な出会いを作り出し、共同研究や新規事業の創出に努める。

県内の大学、工業高等専門学校及び公設試験研究機関の研究者同士の緊密な交流の場をつくり、研究情報の効果的交換による研究の進展を図る。そのため、地域共同研究センターの「知の種苗交換会」事業を充実させる。

共同研究、受託研究の手続きを極力簡素化し、地域企業からの要望に迅速かつ柔軟に対応できる体制を整える。

産業振興の支援にあたっては、関係諸機関との連絡、協力関係を保ち、それをより緊密にするように努める。

(2) 教育機関に関する具体的方策

高等教育機関との連携

県内の国公立大学等と遠隔授業について検討し、単位互換制度を利用し易くする。

地域共同研究センターを中心に他大学等との情報交換や大学コンソーシアムによる連携講座等の共同事業の推進を図る。

教育現場との連携

教員が高校生向けに開く大学コンソーシアムによる高大連携授業や出前講義に積極的に協力するとともに、それらを通じて高等学校の理系教員との連携を進める。高校生や中学生の大学見学を定期的実施し、研究室の公開等を通じて学習意欲

の向上や進路の選択を支援する。

小・中学校の理科教育充実のための諸事業への協力等を積極的に推進する。

(3) 地域社会に関する具体的方策

地域共同研究センターに窓口を設置して、地域住民の技術相談並びに“ものづくり”や“安全・安心な生活を送ること”に必要な知識の獲得・活用を支援する。

図書・情報センター等の施設の開放を進め、地域住民による利用の促進を図る。

地域からの求めに応じて、地域の問題解決の取り組みに積極的に参加する。

自治体などが主催する各種委員会等への参加、企業などによる研修への講師派遣等を通じ、地域の振興に積極的に参画する。

公開講座は、本学の多様な専門分野の内容で構成する大学主催講座並びにそれぞれの専門分野の内容で構成する学部主催及び研究所主催講座を行う。講座内容を吟味・工夫し、更に開催場所や日時等について受講年齢や開催場所が偏らないように努める。

公開講座のほかに学術講演やシンポジウムを積極的に開催するとともに、大学コンソーシアム及び生涯学習センターの事業に協力する。

科目等履修生・聴講生の受け入れを促進するとともに、大学院における社会人再教育を推進する。

地域住民と教職員との対話型あるいは座談型の小集会を開催する。小集会は公開講座の機会などを利用して県内各地域（県南、県北、県央）でそれぞれ少なくとも年一回開催する。

コーディネート機能を発揮して各部局それぞれの専門分野での地域の研究ニーズ・シーズの把握・発掘に努める。

研究に関する地域のニーズに沿った研究・共同事業及び地域のシーズを生かす研究・共同事業に積極的に取り組むとともに、得られた研究成果の地域への還元を図る。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営手法に関する目標を達成するための措置

理事長及び役員の業務分掌と権限を明確化するとともに、経営協議会等における学外者の意見を積極的に取り入れ、適切な運営に反映する。

各部局の役職者の責任と権限を明確にして、迅速かつ効率的な組織活動を推進する。

各部局の達成度評価を実施し、その結果に基づいて人員配置と予算配分の見直しを行う。

2 評価結果の業務への迅速な反映に関する目標を達成するための措置

役員会は、各部局が実施すべき具体的項目、達成目標及び評価方法を明示し、定期的にその達成度を確認する。

部局ごとの達成度評価が可能となるように、具体的な評価・点検項目を明示し、定期的な評価結果と具体的な改善目標を各部局に伝達する。

各部局の活動状況を定期的に公開するとともに、地域との意見交換を行う場を設け、教育研究内容の見直しと、研究成果の地域への普及を図る。

3 組織等の見直しに関する目標を達成するための措置

社会の要求に対応した大学のあり方を点検する組織体制を確立する。

優秀な人材の確保とその育成を常に志向し、時代に応じた人事制度となるように、不断の見直し及び改善に努める。

弾力的勤務形態の導入や兼職・兼業の制限緩和などを行う。

女性教職員の雇用を拡大する。

F D活動を充実させ、活性化する。

学生と教員の対話の場を設け、教育組織の定期的な点検を実施する。

開学記念日などを利用して、企業・市民との対話の場を設け、教育、研究及び地域貢献における成果の定期的な点検を実施し、その結果に基づいて教員組織の見直しを行う。

4 実績に基づく評価に関する目標を達成するための措置

公平性や透明性が高い評価制度を構築し、教職員の高い志気を維持する。

教育、研究、地域貢献、組織貢献等の領域に対して、質的な評価も含めた総合的な観点から教職員の評価を行う制度の確立を目指す。

部局等の特徴が反映されるような多様性のある評価システムの確立を目指す。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己財源の確保に関する目標を達成するための措置

地域社会の要望に応じた有料の講習・研修制度の実施を検討する。

知的財産の適正な管理や積極的な公表により、企業等との連携を図り、技術移転を積極的に進めることにより特許、技術指導等の収入増加に努める。

各種研究助成金等の公募情報等を、組織としての確かつ迅速に把握・収集し、学内への周知を図って、外部資金の増加に努める。

産学官民連携を推進し、受託研究費や奨学寄附金等の外部資金の獲得に努める。

上記の施策をより一層推進させるため、地域共同研究センターのコーディネート機能を充実させ、産学官連携・地域連携による共同研究・受託研究ニーズの掘起しを行う。

2 経費の節減に関する目標を達成するための措置

業務の外部委託、他大学との共同事務処理の検討及び推進を図る。

他大学（特に私立大学）との比較における事務効率改善を積極的に行う。

省エネルギーに対する意識啓発を行い、その推進に努める。

3 資産活用に関する目標を達成するための措置

施設・設備の共同利用の推進や施設の運営方法の改善を図り、効率的な運用に努める。

定期的な資産の点検及び評価を実施する。

教育研究に支障のない限り学内施設を開放し、収益を得るとともに、学会活動や地域活動での有効活用に供する。

教育・研究及び組織運営に関する自己点検評価等に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検・評価システムに関する目標を達成するための措置

全学的なP D C A（Plan - Do - Check - Action）サイクルを保証する組織体制を確立する。

2 説明責任に関する目標を達成するための措置

大学案内や大学のホームページなどの充実を図り、県民や学生等への説明責任を果たす。

公開講座の実施などにより、教育研究の成果を公表し、成果の有効活用を図る。
教育研究の成果が活用されているかを定期的に点検する。

その他業務運営に関する重要事項

労働安全衛生法等に依拠した安全教育と研修を実施するとともに、環境改善のための設備の改善・充実を図る。

機器及び各種施設等について中長期的な整備・更新計画を策定し、実施する。

予算（人件費の見積もりを含む。） 収支計画及び資金計画

本計画においては、次の学生収容定員により、予算等を算定した。

学士課程 1440人～1560人（生物資源科学部アグリビジネス学科の学年進行による増員）

博士前期課程 156人

博士後期課程 54人

1 予算（平成18年度～平成23年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	26,220
授業料等収入	6,674
受託研究等収入	421
施設整備費補助金	318
その他収入	1,000
計	34,633

支出	
教育研究経費	10,605
受託研究等経費	421
人件費	20,943
一般管理費	2,346
施設整備費	318
計	34,633

〔人件費の見積もり〕

期間中総額 20,943 百万円を支出する。

なお、人件費は、役員報酬並びに教職員給料諸手当、法定福利費及び退職手当に係るものであり、平成 19 年度以後は、平成 18 年度の人件費と同額で試算している。

〔運営費交付金の算定ルール〕

中期目標・計画の達成のために必要と考えられる標準的な支出経費に各年度の特
殊要素を加算した合計額から、見込まれる標準的な収入を差し引いた額を、各年度
の運営費交付金額とする。

算定ルール

$$\text{運営費交付金額} = \text{支出} - \text{収入}$$

支出 = 直接教育費等経費 A + その他教育費等経費 B + 人件費 C + 特殊経費 D

各経費の内容

直接教育費等経費 A	学生教育費、学生指導費、キャリア開発支援経費、学生確保経費、 地域貢献事業費、図書整備費、受託研究費
その他教育費等 経費 B	入試関係経費、広報活動費、情報システム推進費、フィールドセン ター運営経費、セミナーハウス運営経費、教育施設管理費、教員研 究費、プロジェクト研究費、研究施設管理費、図書館運営費、一般 管理費、法人関連経費、大学評価関連経費
人件費 C	役員、専任教員、非常勤教員、職員、嘱託職員
特殊経費 D	知的財産本部整備事業費、学生寮運営経費、農場管理委託経費、引 継教員退職手当

A 及び C は、各年度基準額

B は基準額 × 効率化係数 (1 %) (効率化係数は平成 19 年度以降累乗)

D は各年度必要に応じ計上

収入 = 授業料 E + 入学料 F + 入学検定料 G + 受託収入 H + 国・補助金 I + その他収入 J

各収入の内容

授業料 E	授業料単価 × (最上級生除く在学者数 + 入学定員) - 授業料減免額
入学料 F	県内生入学金単価 × (定員 × 30%) + 県外生入学金単価 (定員 × 70%)
入学検定料 G	4年制大学：検定料単価 × (一般選抜定員 × 5倍 + 推薦入学見込者数) 大学院：検定料単価 × (定員 - 研究科内受験者数)
受託収入 H	受託研究受入見込額
国・補助金 I	国・県からの補助金収入
その他収入 J	学生寮寮費収入、農畜産物売払収入、財産使用関係収入、大学入試センター実施料収入等

(注) 本中期計画における運営費交付金は、一定の仮定の下、上記算定ルールに基づいて試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において改めて当該算定ルールを適用して算出し、決定される。

2 収支計画 (平成18年度～平成23年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	37,410
教育研究経費	10,399
受託研究等経費	421
人件費	20,943
一般管理費	2,350
減価償却費	1,223
臨時損失	2,074
収益の部	37,410
運営費交付金収益	26,014
授業料等収益	6,674
受託研究等収益	421
資産見返物品受贈額戻入	1,091
資産見返運営費交付金等戻入	132
雑益	1,004
臨時利益	2,074
純利益	0

3. 資金計画（平成18年度～平成23年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	34,633
業務活動による支出	34,113
投資活動による支出	520
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	34,633
業務活動による収入	34,319
運営費交付金による収入	26,220
授業料等による収入	6,674
受託研究等による収入	421
その他収入	1,004
投資活動による収入	314
財務活動による収入	0

短期借入金の限度額

運営費交付金等の受入の遅延等に対応するため、短期借入金の限度額を5億円（運営費の月平均の1カ月相当額）とする。

重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

剰余金の使途

中期計画期間中に生じた剰余金は、以下の経費に充てる。

教育研究の推進及び学生生活の充実を図るための施設、設備、備品等の整備に関する経費

地方独立行政法人法施行細則(平成16年秋田県規則第5号)で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備等の整備に関する計画

(単位:百万円)

整備内容	予定額	財源
農場暗渠設備整備	41	運営費交付金(41)
大潟キャンパス校舎等改修	318	施設整備費補助金(318)

金額については見込であり、今後、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設・設備の整備や老朽度合を勘案した施設・整備の改修等が追加されることがある。

2 人事に関する計画

(1) 人員計画の方針及び人員に関する指標

人員計画

教育課程の編成、学生数の変動等に柔軟に対応した教職員の配置を行い、教育効果の向上に努めるとともに、人員の抑制を図る。

人事に関する指標

期初の常勤教職員数304人以内 期末の常勤教職員数304人以内

(2) 人材の確保に関する方針

教職員の人材は、これを広く世界に求め、評価制度や年俸制を導入することにより評価結果が適切に反映される報酬制度を構築して優秀な人材を確保するとともに、任期制の導入により終身雇用の弊害を回避し、人材の流動性を確保する。